

第3分科会第1回会議の開催について（報告）

第3分科会第1回会議が、下記のとおり、開催されました。

日 時 平成23年12月27日（火）

午後1時00分から午後6時15分まで

場 所 法務省20階第1会議室

出席者 松本恒雄分科会長

鎌田薫部会長

内田貴委員，岡本雅弘委員，中井康之委員，永野厚郎委員，山下友信委員

岡崎克彦幹事，沖野眞己幹事，神作裕之幹事，高須順一幹事，筒井健夫幹事，深山雅也幹事，山野目章夫幹事

新井吐夢関係官，大浜寿美関係官，亀井明紀関係官，河合芳光関係官，金洪周関係官，笹井朋昭関係官，佐藤則夫関係官，松尾博憲関係官

議 題 以下のとおり

- 1 停止条件及び解除条件の意義（部会資料30第1，1(1)）
- 2 条件の成否が未確定の間における法律関係（部会資料30第1，1(2)）
- 3 不能条件（民法第133条）（部会資料30第1，1(3)）
- 4 期限の意義（部会資料30第1，2(1)）
- 5 期限の利益の喪失（民法第137条）（部会資料30第1，2(2)）
- 6 過去に遡る方向での期間の計算方法（部会資料30第2，2）
- 7 期間の末日に関する規定の見直し（部会資料30第2，3）
- 8 利率の見直しと変動制の導入の要否（部会資料31第2，5(1)）
- 9 中間利息控除（部会資料31第2，5(2)）

※ 以下の論点については、後日審議されることとされた。

- ・「選択債権」（部会資料3 1 第2, 6）
- ・「履行請求権の限界」（部会資料3 2 第1, 3）
- ・「履行不能による填補賠償における不履行態様の要件（民法第4 1 5 条後段）」（部会資料3 2 第2, 1 (1)）
- ・「前記(1)以外の債務不履行における填補賠償の手続的要件」（部会資料3 2 第2, 1 (2)）
- ・「債務不履行による損害賠償一般の免責要件の規定の在り方」（部会資料3 2 第2, 2 (2)）
- ・「損害額の算定基準時の原則規定及び損害額の算定ルールについて」（部会資料3 4 第1, 1 (4)）
- ・「過失相殺」のうち「要件」（部会資料3 4 第1, 2 (1)）
- ・「損益相殺」（部会資料3 4 第1, 3）
- ・「金銭債務の特則」のうち「要件の特則：不可抗力免責について」及び「効果の特則：利息超過損害の賠償について」（部会資料3 4 第1, 4 (1) 及び(2)）